

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	
根拠法令・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	<p>所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>(法第36条第2項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	<p>建築物の規模や計算方法の複雑さ等について、個々の申請ごとにばらつきが大きいため、標準処理期間を設定することが困難である。</p>